

↳ 過年度における仮装経理の修正損

Q : 過年度に仮装経理した棚卸資産の廃棄損が当期に落とせるかどうかで争われた事件があったそうですが、どのような内容だったのですか？

A : 過年度の棚卸資産の粉飾額を計上したものに過ぎず、当期に生じたものでないとして請求人の主張を棄却しました。

【解説】

この事件は、過年度に粉飾過大計上していた棚卸資産が、当期の損金になるかどうかで争われたものです。

裁決では、法人税では、法人が各事業年度において損金に算入できる金額は、その事業年度の売上原価等、販売費、一般管理費その他の費用、資本等取引以外の取引に係る損失の額と定めていると指摘したうえで、損金の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものであることから、資本等取引以外の取引に係る損失の額は、発生した事業年度の損金の額に算入すべきであるとする解釈を示しました。

そして、事実関係において、過年度の棚卸資産の廃棄損は、申告事業年度前の各事業年度において棚卸資産を粉飾計上したものであり、その全額が申告した事業年度において生じたものでないことが明らかであるから、申告をした事業年度の資本等取引以外の取引に係る損失の額には該当しないとして、請求人の主張を棄却しました。

